

| | |
|---------|--|
| | <p>(4) 洗面所 (5) 便所 (6) その他運営上必要な設備</p> <p>2 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。 (2) 利用者1人当たりの床面積は、収納設備を除き8平方メートル以上とすること。 (3) その他規則で定める要件を満たすこと。</p> |
| サービスの開始 | <p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 利用定員 (4) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 (5) サービスの利用に当たっての留意事項 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 非常災害対策</p> |

| | |
|---------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 (9) 虐待の防止のための措置に関する事項 (10) 従業者の勤務体制 (11) その他サービスの選択に資する重要事項 |
| サービスの提供 | <ol style="list-style-type: none"> 1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。 2 利用者的人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。 3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者的心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。 4 サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 5 利用者から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。 6 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。 7 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 |

| | |
|-----------|--|
| 記録の作成及び保存 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 |
| 事故等への対応 | 別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。 |

別表第5（第14条関係）

| 区分 | 指定基準 |
|---------|---|
| 従業者の配置 | <p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) サービス提供責任者</p> <p>(3) 規則で定める従業者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りではない。</p> <p>3 サービス提供責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤とすること。</p> |
| 設備 | 別表第1 設備の項に掲げる基準を満たすこと。 |
| サービスの開始 | <p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p> |

3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容
- (3) サービスを提供できる利用者の数
- (4) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) 従業者の勤務体制
- (10) その他サービスの選択に資する重要事項

| | |
|---------|---|
| 個別支援計画 | <ol style="list-style-type: none"> 1 サービス提供責任者に個別支援計画を作成させること。 2 個別支援計画には、利用者の日常生活全般の状況及びその者又は障害児の保護者の希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載すること。 3 個別支援計画を作成するときは、障害福祉サービスの担当者から専門的な見地からの意見を徴取すること。 4 個別支援計画を作成したときは、その内容を利用者及びその家族に説明するとともに、作成した計画書を交付すること。 |
| サービスの提供 | <ol style="list-style-type: none"> 1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を |

| | |
|-----------|---|
| | <p>受けること。</p> <p>2 利用者的人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4 利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスの提供に要した交通費以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>5 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> |
| 記録の作成及び保存 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 |
| 事故等への対応 | 別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。 |

別表第6（第16条関係）

| 区分 | 指定基準 |
|--------|---|
| 従業者の配置 | <p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 世話人</p> |

| | |
|---------|--|
| | <p>(3) 生活支援員</p> <p>(4) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> |
| 設備 | <p>1 定員は、4人以上とすること。</p> <p>2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあっては、居室の数を20室以下とすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 2室以上10室以下の居室 (2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備 (3) 食堂 (4) 便所 (5) 浴室 (6) その他日常生活を営む上で必要な設備 <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。 (2) 面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。 <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> |
| サービスの開始 | <p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> |

2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) 従業者の勤務体制
- (11) その他サービスの選択に資すると認められる重要な事項

個別支援計画 別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。

- サービスの提供
- 1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。
 - 2 利用者的人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。
 - 3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと

と。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者的心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。

- 4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。
- 5 サービスの開始の項第2号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。
- 6 利用者から食材料費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。
- 7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。
- 8 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

| | |
|-----------|---|
| 記録の作成及び保存 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 |
| 事故等への対応 | 別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。 |

別表第7 (第18条関係)

| 区分 | 最低基準 | 指定基準 |
|--------|------------------------|------|
| 従業者の配置 | 1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 | |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 保健師又は看護師若しくは准看護師（自立訓練（機能訓練）に限る。）</p> <p>(3) 理学療法士又は作業療法士（自立訓練（機能訓練）に限る。）</p> <p>(4) 生活支援員</p> <p>(5) 地域移行支援員（宿泊を伴う自立訓練（生活訓練）に限る。）</p> <p>(6) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>3 保健師又は看護師若しくは准看護師、生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者であること。</p> | |
| 設備 | <p>1 利用定員が規則で定める人数以上であること。</p> <p>2 次に掲げる設備を置くこと。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあって</p> | |

| | | |
|---------|---|---|
| | <p>は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 訓練・作業室 (2) 相談室 (3) 洗面所 (4) 便所 (5) 多目的室 (6) その他運営上必要な設備 <p>3 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> | |
| サービスの開始 | <p>利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p> | <p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 |

| | | |
|---------|---|---|
| | | <p>(5) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(6) 事業の実施地域</p> <p>(7) サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(12) 従業者の勤務体制</p> <p>(13) その他サービスの選択に資する重要な事項</p> |
| 個別支援計画 | 別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 | |
| サービスの提供 | <p>1 利用者的人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わ</p> | <p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> |

| | | |
|---------|--|--------------------------|
| | <p>うこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者的心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p>6 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> | |
| 記録の作成及び | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者 | サービスの提供の項の右欄第1号の記録を整備し、規 |

| | | |
|---------|---|--------------------------------|
| 保存 | ごとの個別支援計画、サービスの提供の項の中欄第2号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 | 則で定めるところにより保存すること。 |
| 事故等への対応 | 別表第2 事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 | 別表第2 事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。 |

別表第8（第20条関係）

| 区分 | 最低基準 | 指定基準 |
|--------|---|------|
| 従業者の配置 | <p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 職業指導員</p> <p>(3) 生活支援員</p> <p>(4) 就労支援員</p> <p>(5) サービス管理責任者</p> <p>(6) その他規則で定める従業者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限</p> | |

| | | |
|----|--|--|
| | <p>りではない。</p> <p>3 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤の者であること。</p> <p>4 就労支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者であること。</p> | |
| 設備 | <p>1 利用定員が20人以上（中山間地域において事業を行う事業所にあっては、10人以上）であること。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 訓練・作業室(2) 相談室(3) 洗面所(4) 便所(5) 多目的室(6) その他運営上必要な設備で規則で定めるもの <p>3 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> | |

| | | |
|---------|--|--|
| | <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> | |
| サービスの開始 | <p>利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p> | <p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 (6) 事業の実施地域 (7) サービスの利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた |

| | | |
|---------|--|---|
| | | <p>場合には当該障がいの種類</p> <p>(11) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(12) 従業者の勤務体制</p> <p>(13) その他サービスの選択に資する重要事項</p> |
| 個別支援計画 | 別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 | |
| サービスの提供 | <p>1 利用者的人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延をしないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(11)まで</p> | <p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> |

| | | |
|-----------|---|--|
| | <p>に掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。</p> <p>5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p>6 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> | |
| 記録の作成及び保存 | 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項の中欄第2号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 | サービスの提供の項の右欄第1号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。 |
| 事故等への対応 | 別表第2事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 | 別表第2事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。 |

別表第9（第22条関係）

| 区分 | 最低基準 | 指定基準 |
|--------|--|------|
| 従業者の配置 | <p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 職業指導員</p> <p>(3) 生活支援員</p> <p>(4) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる者をもって充てること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <p>3 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤の者であること。</p> <p>4 サービス管理責任者のうち1人以上は、常勤の者とすること。</p> | |
| 設備 | <p>1 利用定員が、就労継続支援A型にあっては10人以上、就労継続支援B型にあっては20人以上（中山間地域において事業を行う事業所にあっては、10人以上）であること。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。ただし、利用者の支</p> | |

| | | |
|---------|---|---|
| | <p>援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 訓練・作業室 (2) 相談室 (3) 洗面所 (4) 便所 (5) 多目的室 (6) その他運営上必要な設備 <p>3 専ら当該施設の用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p> | |
| サービスの開始 | <p>利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業者等の紹介その他の措置を講ずること。</p> | <p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> |

| | | |
|---------|---|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 (6) 事業の実施地域 (7) サービスの利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 (11) 虐待の防止のための措置に関する事項 (12) 従業者の勤務体制 (13) その他サービスの選択に資する重要事項 |
| 個別支援計画 | 別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 | |
| サービスの提供 | 1 利用者的人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に | 1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者 |

に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。

2 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者的心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。

3 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

4 サービスの開始の項の右欄第2号(1)から(11)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を定めること。

5 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。

6 利用者の支援について、自らサービスの評価を行

の確認を受けること。

2 利用者から食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。

| | | |
|-----------|--|---|
| | <p>い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。</p> <p>また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p> | |
| 記録の作成及び保存 | <p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項の中欄第2号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p> | <p>サービスの提供の項の右欄第1号の記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p> |
| 事故等への対応 | <p>別表第2 事故等への対応の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p> | <p>別表第2 事故等への対応の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。</p> |

別表第10（第24条関係）

| 区分 | 指定基準 |
|--------|---|
| 従業者の配置 | <p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1) 管理者</p> <p>(2) 世話人</p> <p>(3) サービス管理責任者</p> <p>2 管理者は、事業所ごとに専らその職務に従事することができる常勤の者とすること。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りでない。</p> |

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 設備 | 別表第6 設備の項に掲げる基準を満たすこと。 |
| サービスの開始 | 別表第6 サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。 |
| 個別支援計画 | 別表第2 個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 |
| サービスの提供 | 別表第6 サービスの提供の項における基準を満たすこと。 |
| 記録の作成及び 保存 | 別表第6 記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。 |
| 事故等への対応 | 別表第1 事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。 |